

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席
番
号

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を
（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。**（道路運送法第2条）**

（ ○ ）

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業計画には、配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量を記載しなければならない。**（施行規則第4条）**

（ × ）

3. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。**（運輸規則第2条）**

（ ○ ）

4. 自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月ごとに定期点検整備を行わなければならない。**（道路運送車両法48条）**

（ ○ ）

5. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十一人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。**（道路運送法第3条）**

（ ○ ）

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。（施行規則10条の2）
(○)
7. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（運輸規則第35条）
(○)
8. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。（道路運送車両法第52条）
(○)
9. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（道路運送法第22条）
(○)
10. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要があります。（施行規則第25条）
(○)
11. 事業用自動車の運転者等ごとに作成する乗務員等台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。（運輸規則第37条）
(○)
12. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法第23条）
(×)
13. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。（道路運送法第29条）
(×)
14. 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（運輸規則第47条）
(○)
15. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。（道路運送法第30条）
(○)

II. 旅客自動車運送事業運輸規則に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

- 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び(ケ) の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の(サ) に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。(運輸規則第28条)
- 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ(ス) に運輸を遂行するように努めなければならない。(運輸規則第2条)
- 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の(ア) の確保のために遵守すべき事項及び(ツ) についての規律を定めなければならない。(運輸規則第41条)

ア. 運行の安全	イ. 乗降装置	ウ. 天候	エ. 定期日	オ. 適切な時期
カ. 地点	キ. 幅員	ク. 灯火装置の点灯	ケ. 交通	コ. 点検
サ. 状態	シ. 異音	ス. 迅速	セ. 事故	ソ. 登録基準
タ. 丁寧	チ. 走行距離	ツ. 乗務員等の服務	テ. 継続	ト. 技術の向上

III. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- 業務の必要上、勤務の終了後継続した(ス) 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間(1ヶ月を限度とする。)における全勤務回数(ク) 分の1の回数を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。この場合、分割された休息期間は、1回当たり継続(ソ) 時間以上、合計(カ) 時間以上でなければならない。
- 1日についての拘束時間は、(ヒ) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。

ア. 8	イ. 16	ウ. 6	エ. 65	オ. 13	カ. 11
キ. 52	ク. 2	ケ. 14	コ. 3	サ. 72	シ. 10
ス. 9	セ. 40	ソ. 4	ナ. 7	ニ. 71	ヌ. 44
ネ. 15	ノ. 70	ハ. 12時間	ヒ. 13時間	フ. 14時間	

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送事業に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、（ ）として指定することができる。(道路運送法第43条の2)

旅客自動車運送
答. 適正化事業実施機関

2. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、省令に掲げる業務の的確な実行及び（ ）の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(運輸規則第48条の3)

答. 運行管理規程

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の（ ）に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2第1項)

答. 日常的

4. 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は（ ）を超えないものとする。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

答. 4時間

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し（ ）又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。(運輸規則第7条の2)

答. 手数料

V. 公示されている一般貸切旅客第自動車運送事業の運賃・料金の適用方法に基づき運賃・料金を計算する場合、どのような点に注意して算出しますか。下記の中で正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① 走行時間には回送時間を含める。 (○)
- ② 点検・点呼時間は運賃計算に含めない。 (×)
- ③ 走行時間が2時間未満の場合は、走行時間を2時間として計算する。 (×)
- ④ 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。 (○)
- ⑤ ガイド料、有料道路利用料等の運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 (○)

VI. 道路運送法に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

- ・一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（ **イ** ）を受けなければならない。(道路運送法4条)
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ **オ** ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)
- ・旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。(道路運送法第25条)
 - ① (**コ**) 歳以上であること。
 - ② 普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して (**テ**) 以上であること。
 - ③ 運転する事業用自動車の種類に係る (**ト**) に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

ア. 承認	イ. 許可	ウ. 免許	エ. 二	オ. 五	カ. 六	キ. 十
ク. 一九	ケ. 二十	コ. 二十一	サ. 二十二	シ. 二十三	ス. 二十五	
セ. 一ヶ月	ソ. 三ヶ月	タ. 六ヶ月	チ. 九ヶ月	ツ. 一年	テ. 三年	
ト. 道路交通法	ナ. 道路運送法	ニ. 旅客自動車運送事業運輸規則				
ヌ. 道路運送法	ネ. 道路運送車両法					